

会員規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人太陽光パネルリユース・リサイクル協会（以下「当協会」という）が認定する会員に対する規約として定めたものです。

2 招聘客員及びその他に関しては別途必要な事項を定めるものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は当協会に入会した者が、会員として行う一切の行為に適用します。

(会員)

第3条 当協会の会員は次の3種とし、当協会の定款第3条の目的に賛同し本規約を承諾したものを条件とします。

- (1) 正会員
- (2) 招聘客員
- (3) その他

(会員及び年会費)

第4条 会員は本条に定めるところに従い、年会費（以下総称して「会費」という）を支払うものとします。

2 会費は年額120,000円を毎年4月に当協会発行の請求により支払期日までに指定する金融機関の口座に一括で振り込むものとします。

3 初年度5月以降の入会の場合は、入会した月の翌月分から会費を月割りし、当協会発行の請求により支払期日までに指定する金融機関の口座に一括で振り込むものとします。

4 前項の会費の他、登録料として入会時に100,000円が別途かかります。

5 会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

(入会申込)

第5条 当協会に入会を希望する方は、当協会宛に所定の入会申込書を書面、及び電子メールにて送付し入会申込を行います。

(入会審査)

第6条 入会申込があった場合は、当協会は入会審査のうえ社員総会の承認を持って、入会承認をするか否かを決定します。また、入会審査基準及び入会を拒否された場合の内容、理由等について当協会は公表いたしません。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前条により支払った会費の対象期間とします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失します。

- (1) 退会した場合
- (2) 除名された場合
- (3) 個人が死亡した場合、もしくは行方不明となり1か月以上その所在が明らかでない又は連絡をとっても連絡がこないとき連絡がつかなくなった日から1か月を経過した日
- (4) 法人の会員にあつては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (5) 当協会が解散した場合

会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の会費ほか当協会への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第9条 会員は、当協会に対し退会の申し出をすることにより退会することができます。但し、3ヶ月以上前に当協会に対し予告するものとします。

(除名)

第10条 当協会は会員が次の各号のいずれかに該当し、相当であると認めた場合、会員を事前予告なく除名することができます。

- (1) 当協会および当協会関係者の名誉を棄損、または当協会からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、あるいは当協会の目的に反する行為があった場合
- (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとします。

(反社会的勢力等の排除)

第11条 自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証するものとする。

(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

(2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2 自らまたは第三者を利用して、以下の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約するものとする。

(1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

(2) 違法行為または不当要求行為

(3) 業務を妨害する行為

(4) 名誉や信用等を毀損する行為

(5) 前各号に準ずる行為

(変更の届出)

第12条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面、及び電子メールにより変更手続を行うものとします。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

(秘密情報及び個人情報保持)

第13条 会員は、本契約について知りえた情報及び個人情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、使用または流用してはなりません。

(禁止事項)

第14条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること。

(2) 当協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(3) 他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(損害賠償)

第15条 会員は当協会、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、当協会が請求するその損害の全てを直ちに賠償しなければなりません。

(免責)

第16条 当協会は理由のいかんを問わず、サービス提供が遅延し、中断し、停止し、変更等したことに起因して会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

(裁判所)

第17条 当規約に関して何らかの紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、あらかじめ合意するものとします。

(本規約の追加・変更)

第18条 当協会は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。